

## 対比表

	本件発明の構成要件	原告主張に係るイ号製品の構成	原告主張に係るイ号製品の構成についての被告らの反論
本件発明 1	A 眼裂内に滞留した液体を眼裂外に排出するための排液器であって、	a イ号製品は、眼科医による施術に際し、眼裂内に滞留した液体を眼裂外に排出するための樹脂製排液器である（別紙イ号製品説明書2「イ号製品の構造」①）。	
	B 眼瞼縁又は医療用ドレープに掛止すべく鉤状に曲折して形成され、	b イ号製品は、曲折した樹脂板が2枚並設されてなる曲折部1を有し、全体として鉤状の形状を有する（同上）。これにより、イ号製品を眼瞼縁又は医療用ドレープに掛止することが可能になる（同②）。	
	C 前記眼裂内の液体又は前記眼裂内から溢れ出た液体に接触して、該液体の流路の始点を形成するフック部と、	c 曲折部1の先方には、曲折部1を構成する2枚の樹脂板と直角をなす面を有する1枚の樹脂板を備えた先端部2が延設され、眼裂内の液体又は眼裂内から溢れ出た液体に接触して、液体の流路の始点を形成する（同上）。	
	D 前記フック部から延設され、前記フック部により導かれた液体を排出するボディ部と、を備え、	d 曲折部1の後方には、曲折部1を構成する2枚の樹脂板に挟持された樹脂板により本体部3が形成されている。本体部3は、曲折部1により導かれた液体を排出する機能を有する（同③）。	曲折部1の後方に形成されている本体部3は、曲折部1を構成する2枚の樹脂板に「挟持」されていない。本体部3は、曲折部1を構成する2枚の樹脂板に「延設」された（対向する）樹脂板により形成されている。
	E 前記フック部は、先端をへら状に形成され、	e 先端部2は、その先端がへら状に形成されている（同②）。	先端部2は、曲折部1の先方から並設される2枚の樹脂板の伸長方向に沿って延びる1枚の樹脂板、及びその1枚の樹脂板の内側に半球状の突起部を備え、その先端まで進むに従い幅が狭くなり、その先端において丸みを帯びて突るよう形成されている。したがって、先端部2の「先端」は「へら状」に形成されていない。
	F 前記ボディ部は、腹部とテール部とを有し、	f 本体部3は、2枚の樹脂板が連結されることなく並設された部分と、2枚の樹脂板を連結する樹脂板を含む後端部とを備えている（同③）。	
	G 前記腹部の眼瞼縁側表面と前記眼瞼縁又は前記医療用ドレープとの隙間を伝わせて、前記テール部の表面に到達した後に液体を排出すること、	g 本体部3は、先端部2及び曲折部1より導かれた液体を、眼瞼縁側表面と眼瞼縁又は医療用ドレープとの隙間を伝わせて本体部後端の表面に導き、排出することを可能にしている（同③）。	本体部3は、先端部2及び曲折部1より導かれた液体を、所定距離を隔てて並設される2枚の樹脂板の間の空間（排液路）に流入通過させることにより本体部3の後端側に導き排出するものである。したがって、本体部3は、先端部2及び曲折部1より導かれた液体を、「眼瞼縁側表面と眼瞼縁又は医療用ドレープとの隙間」を伝わせて本体部後端の表面に導き、排出することを可能にするものではない。
	H を特徴とする排液器、	h イ号製品は、排液器である（同①）。	
本件発明 2	I へら状の前記フック部の幅は、前記ボディ部の最大部の幅より狭く形成されていること	i 先端部2の幅は約2.1～2.9mmであって、本体部3の最大部の幅である約4.3mmより狭く形成されている（同④）。	先端部2の幅は0～2.9mmであって、曲折部1の先方から連続的に幅が狭くなり先端において収束している。したがって、先端部2の幅は「約2.1～2.9mm」ではない。
	J を特徴とする請求項1に記載の排液器、	j イ号製品は、構成要件1の構成要件を充足する排液器である。	
本件発明 6	K 前記ボディ部は、背側に把持部を有すること	k イ号製品は、本体部3の後端部の背側に把持部5を備えている（同③）。	
	L を特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の排液器、	l イ号製品は、請求項1及び5の構成要件を充足する排液器である。	